



和歌山市公報

令和7年（2025年）10月15日

第1809号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目 次

【規則】

番号		ページ
75	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則	(生活支援第1課) 2

【告示】

315	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者支援課) 4
316	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）	(納税課) 5
317	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境政策課) 6
318	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 7
319	あらたに生じた土地の確認	(総務課) 8
320	字の区域の変更	(総務課) 9
321	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 10
322	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 11
323	放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 12
324	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 13
325	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 14
326	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 15
327	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	(指導監査課) 16
328	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	(指導監査課) 17

【公 告】

○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 18
○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 19
○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 20

【農業委員会公告】

○	農業委員会総会の招集	(農業委員会事務局) 21
---	------------	---------------

【企業局告示】

35	和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新	(企業総務課) 22
----	--------------------------	------------

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第75号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則（平成27年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「3の項」を「2の項」に改め、同条第1号カ及びキを次のように改める。

カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）

第3条第4号中「第3号」を「前号」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「4の項」を「3の項」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「5の項」を「4の項」に改め、同条第1号キ中「児童扶養手当法」の次に「（昭和36年法律第238号）」を加え、同条第2号イ中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加え、同条を第4条とする。

第6条中「6の項」を「5の項」に改め、同条を第5条とする。

第7条各号列記以外の部分中「7の項」を「6の項」に改め、「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、同条第7号中「年金給付関係情報」を「国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「8の項」を「7の項」に改め、同条第1号ク中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、同条を第7条とする。

第9条中「9の項」を「8の項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「10の項」を「9の項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「11の項」を「10の項」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「12の項」を「11の項」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「13の項」を「12の項」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「14の項」を「13の項」に改め、同条を第13条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和7年10月9日掲示済）

和歌山市告示第315号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月3日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
安田 佳織	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通四丁目20番地	令和7年9月1日
野田 雄祐	整形外科	肢体不自由	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45番地	令和7年9月1日
中山 由紀恵	脳神経外科	肢体不自由、そしゃく機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	令和7年9月1日
淀澤 美樹子	内科、リハビリテーション科	そしゃく機能障害	中江病院	和歌山市船所30-1	令和7年9月1日
山口 真利奈	眼科	視覚障害	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通四丁目20番地	令和7年9月1日

(令和7年10月3日掲示済)

和歌山市告示第316号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月6日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和7年10月6日掲示済）

和歌山市告示第317号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土壤の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和7年10月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定する区域

和歌山市砂山南三丁目271番3の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

（別図は、省略し、和歌山市市民環境局環境部環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

（令和7年10月6日掲示済）

和歌山市告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年10月7日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
37-92	紀伊92号線	和歌山市府中532番1地先 ～ 和歌山市府中1234番3地先	旧	243.90	4.00 ～ 8.30
			新	243.90	5.12 ～ 8.30

（令和7年10月7日掲示済）

和歌山市告示第319号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市に次のとおりあらたに生じた土地の確認をした。

令和7年10月8日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面埋立地

13.06平方メートル

（令和7年10月8日掲示済）

和歌山市告示第320号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。

令和7年10月8日

和歌山市長 尾花正啓

次の区域を和歌山市西浜字中川向ノ坪に編入する。

和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面埋立地

13.06平方メートル

（令和7年10月8日掲示済）

和歌山市告示第321号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年10月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月20日及び同月26日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月26日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合せ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年10月8日掲示済)

和歌山市告示第322号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年10月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、雜賀崎漁港及び弘西公園	令和7年9月16日、同月17日、同月19日、同月24日、同月25日及び29日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合せ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年10月8日掲示済)

和歌山市告示第323号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年10月9日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月21日及び同月27日	令和7年7月9日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月24日	令和7年7月9日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び黒田公園	令和7年6月16日、同月17日、同月18日、同月20日及び同月26日	令和7年7月9日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和7年10月8日掲示済)

和歌山市告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年10月9日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
11-55	有家新中島線	和歌山市有家6番10地先 ～ 和歌山市有家6番11地先	旧	62.56	2.1
			新	62.56	6.0 ～ 8.6

（令和7年10月9日掲示済）

和歌山市告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 13208	株式会社コムテック	コムテック介護事業本部 和歌山市西浜1038番地の12	居宅介護支援	令和7年9月30日
30601 91362	株式会社P r i m a S	プライマリーリハビリ 訪問看護ステーション 和歌山北 和歌山市園部870-1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7年9月30日
30701 13984	株式会社COCOプランニング	COCOプランニング 訪問介護 和歌山市中之島1611	訪問介護	令和7年9月30日

(令和7年10月15日掲示済)

和歌山市告示第326号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 13984	株式会社COCOプランニング	COCOプランニング訪問 介護 和歌山市中之島1611	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和7年9月30日

(令和7年10月15日掲示済)

和歌山市告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文による指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91412	有限会社ハートフルケア	訪問看護ステーションはーとふる和歌山 和歌山市福島700-1	介護予防訪問看護	令和7年10月1日
30701 15203	株式会社ルナケア	デイサービス フルーツフラワーガーデン 和歌山市朝日2番地2	通所介護	令和7年10月1日
30701 15211	合同会社一音	ヘルパーステーション一音 和歌山市太田593番地 クレール大門川411号室	訪問介護	令和7年10月1日
30701 15229	株式会社ソラール	ソラール 和歌山市西浜3丁目7番35号	訪問介護	令和7年10月1日
30701 15237	ライフアクセス株式会社	ゆたか訪問介護 和歌山市雜賀町62	訪問介護	令和7年10月1日

(令和7年10月15日掲示済)

和歌山市告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15203	株式会社ルナケア	デイサービス フルーツ フラワーガーデン 和歌山市朝日2番地2	予防給付型通所サービス	令和7年10月1日
30701 15229	株式会社ソラール	ソラール 和歌山市西浜3丁目7番 35号	予防給付型訪問サービス	令和7年10月1日
30701 15237	ライフアクセス株式会社	ゆたか訪問介護 和歌山市雜賀町62	予防給付型訪問サービス	令和7年10月1日

(令和7年10月15日掲示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月6日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西庄字片山下529番1、529番2、529番3、529番4、531番1、531番2、里道	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

（令和7年10月6日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月6日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市神前字舟田133番1、字西ノ垣内426番、里道、水路	大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇宣綱

（令和7年10月6日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月6日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市田屋字薮田391番3、392番、393番、394番、395番、396番、397番、398番、399番、400番、401番、402番、403番3、府中字前嶋889番2の一部、889番3、890番1、890番2、891番、892番、893番、894番、895番、896番、897番、898番、899番、900番1、900番2、901番2、901番3、903番2、904番1、904番2、905番、906番、907番1、907番2、908番2、909番2、910番2、915番2の一部、915番5、916番1、916番2、917番3、918番3、里道、水路	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田 茂

(令和7年10月6日掲示済)

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年10月7日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 繢

1 開催日時

令和7年10月10日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農用地区域除外に係る意見について
- (2) 農用地区域編入に係る意見について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (4) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について

(令和7年10月7日掲示済)

和歌山市企業局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和7年10月8日

和歌山市公営企業管理者 濱崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市手平四丁目6番7 0号 国土建設株式会社 代表取締役 瀧 敏秀	国土建設株式会 社	和歌山市手平四丁 目6番70号	平成11年3月2 日	第238号
大阪府大阪市東淀川区東中 島一丁目17番18号 株式会社K's Corpor ation 代表取締役 北村 仁	株式会社K's Corpor ation	大阪府大阪市東淀 川区東中島一丁目 17番18号	令和2年9月29 日	第608号
和歌山市西浜906番地4 株式会社長谷川冷機 代表取締役 赤井 雅哉	株式会社長谷川 冷機	和歌山市西浜90 6番地4	平成10年4月1 5日	第96号

(令和7年10月8日掲示済)

【 正 誤 】

令和7年8月1日付け和歌山市公報第1804号正誤表

ページ	行	誤	正
38	上から4行目	和歌山市企業局経営管理部下水道 企画建設課	和歌山市企業局下水道部下水道 企画建設課